



三上税理士法人発行  
オリジナル事務所通信

令和 2 年 4 月号

代表  
便り

## この時期の話題は、やっぱり・・・

皆さん、こんにちは。

コロナウイルスによる影響で確定申告期限が延びるという、まさかの展開により繁忙期が急に収束し、心にぽっかり穴が空いてしまった代表の三上です。

さて、弊社のようなビジネスですと「コロナウイルスの影響を受けなくていいよね」なんて言われますが、実は、労働力の確保に問題が発生しております。記帳の仕事を担当しているパートさんが、お子さんの世話などでどうしても休まないといけない状況になっています。比較的柔軟な対応をしている教育機関が多いため、思ったより影響は少なかったものの、子連れでの出勤をしてもらうなど、なんとか対応している状態です。これで確定申告が伸びていなかったらと思うと、ゾッとします。

しかし、ピンチはチャンスです！

ある飲食店では、いち早く宅配ビジネス（出前）のメニューを作って対応し、ある輸出業では、融資審査が緩いので多く借入し、ある店舗では、この機会に従業員の有給の取得を推進し…。弊社でも、テレワークの助成金を使って、なんとか在宅で記帳代行業務を回せるようにならないか検討しています。

色々な補助金、助成金、融資等の施策がどんどん出てきています。

弊社は経済産業省の認定支援機関ですが、そういった機関の人も情報収集に使うサイト（ミラサポ）が一番参考になると思います。ぜひご活用ください。

<ミラサポ> <https://www.mirasapo.jp/index.html>



本店  
便り

## 確定申告期限が延長されました！

文責：定

令和 2 年 3 月 6 日に国税庁より、新型コロナウイルス感染拡大防止の為、申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限を 4 月 16 日（木）まで延長することが告示されました。これに伴い、申告所得税及び個人の消費税の振替納税をご利用されている方の振替日についても、延長されます。

### ○ 申告期限・納付期限

	従来	延長後
申告所得税	令和 2 年 3 月 16 日(月)	令和 2 年 4 月 16 日(木)
個人事業者の消費税	令和 2 年 3 月 31 日(火)	令和 2 年 4 月 16 日(木)
贈与税	令和 2 年 3 月 16 日(月)	令和 2 年 4 月 16 日(木)

異例のことなので、職員一同驚いております！全国で新型コロナウイルスの感染が確認されており、特に確定申告の時期は税務署等に人が集まることを考えると最善の処置だと思われます。

<次のページへ続く>

<前のページからの続き>

また、申告・納付等の期限を延長する主な手続きは以下の通りです。

区分	手続名
申告所得税関係	所得税及び復興特別所得税の確定申告
	所得税及び復興特別所得税の更正の請求
	所得税の青色申告承認申請
	青色事業専従者給与に関する届出（変更届出）
	所得税の青色申告の取りやめ届出
	純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求
	所得税の減価償却資産の償却方法の届出
	所得税の減価償却資産の償却方法の変更承認申請
	所得税の有価証券・仮想通貨の評価方法の届出
	所得税の有価証券・仮想通貨の評価方法の変更承認申請
	個人事業の開廃業等届出
贈与税関係	贈与税の申告
	贈与税の更正の請求
	相続時精算課税選択届出
消費税（個人）関係	消費税及び地方消費税の確定申告
	消費税及び地方消費税の更正の請求
その他	国外財産調書の提出
	財産債務調書の提出

(国税庁 HP より引用)

ご不明な点等ございましたら担当者にご相談下さい。

インター  
店  
便り

## ご入園ご入学おめでとう🎉

文責：大脇

春風が心地よい季節となりましたが、いかがお過ごしでしょうか？

インター店周囲の木々たちは青々と色づき、ますます春を感じさせてもらっています。

4月と言えば「入学式」！代表のお子さんも今年度より小学生。

おめでとうございます!(^^)! 時が経つのは早いなとしみじみ… (年々早くなりますよね👏)。

それにしても今般のランドセル事情はすごいですね。私の時代（何十年前かは秘密です（笑））は、男の子なら黒、女の子なら赤が定番でしたが、今ではとてもカラフルでデザインも多種に展開され、スワロフスキーの装飾までついているものまであるのはびっくりしました。カラフルなランドセルは、2001年にイオンが24色のランドセルを販売したことが始まりとか…。ちなみに、私が今ランドセルの色が選べるなら、綺麗な紺色にします(^^)/



さて、この記事を書いている3月10日現在では連日コロナウイルス関連の報道が続いていますが、その補償等についてまとめたいと思います（3月9日発表時点の情報です）。

- 感染防止の為労働者が自主的に休んだ場合…通常の病欠と同様の取扱いです。

<次のページへ続く>

<前のページからの続き>

- 感染拡大を抑えるため労働者を休業させた場合…

自主休業し、労働者を休ませた場合は休業手当（平均賃金の100分の60以上）を支払わなければなりません。

- 発熱等の自覚症状があり自宅待機した場合…

コロナウイルスへの感染により欠勤した、または発熱のために会社から自宅待機を指示した場合、その労働者が社会保険加入者であれば、一定の条件を満たせば傷病手当金の対象となります。

今回の特例として、体調悪化等で医療機関への受診を行うことができず、医師の意見書を添付できない場合でも、事業主の証明で支給する扱いとなります。但し、発熱等があるからと労働者の自己判断のみで欠勤した場合は対象外です。

- 臨時休業等をした小学校等に通っている子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇をさせた場合…

2/27～3/31の期間内に実施した事業主に助成金が支給されます。

上記の内容は3月10日現在の情報であり、情勢に合わせ変更されている可能性があります。

詳細及び最新の情報につきましては、厚生労働省、経済産業省のホームページ等でご確認ください。

ご不明な点は担当者までお問い合わせください。

<参考資料>

- ・厚生労働省 HP 新型コロナウイルス感染症について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

- ・経済産業省 HP 新型コロナウイルス感染症関連 <https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>



経営  
情報

## 新型コロナウイルス感染拡大で、法人の申告・納付期限は どうなるのか～災害による申告、納付等の期限延長申請～

文責：浅野

本店便りのとおり、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、個人に関する税務申告等の期限が軒並み延長されることとなりました。では、法人に関する税務申告等の期限も同様に延長されるのでしょうか。

本稿の執筆時点(3月13日時点)では、政府は法人の申告・納付等の期限に関して特別な措置を行う考えは無いようです。理由としては、個人に関する税務申告等の期限は3月に集中しており、税務署や申告相談会場等が毎年非常に混み合うため感染拡大の恐れが高いのに対し、法人の申告期限は各法人の決算日によって申告期限が異なるため、そこまで混み合うことはないだろうということのようです。

しかしながら、従業員に新型コロナウイルスの感染者が出るなどしてやむを得ず休業することとなり、決算業務が滞るような事態は考えられます。その際は、すでに存在する制度を使うことができます。「国税通則法施行令」の中に、災害その他やむを得ない理由により期限内に申告ができない場合は、税務署等に申請をして、認められれば期限が延長されるという規定があります（これはその理由がやんだ後相当の期間内であれば期限後でも申請が可能です。また、この規定は個人の方にも適用されます）。この規定は税務署が申請者ごとに状況を見て個別に適用可否を出すため、必ず認められるというものではありませんが、決算業務等に影響があったという合理的な理由があれば認められる可能性はありますし、もし認められた場合には利子税（通常は期限後に納付をするとかかってくる、本来の納付期日以降の利息相当分）も免除されます。

<次のページへ続く>

<前のページからの続き>

もしも新型コロナウイルスのために決算業務が滞っている状況等がございましたら、一度弊社担当者、または税務署にご相談頂くとよろしいかと存じます。

なお、本稿執筆後に政府が新たな対応策を発表することも考えられますので、最新の情報をご確認下さい。ご不明な点等ございましたら、お気軽に担当者までどうぞ。

<参考資料>

国税庁 HP 災害関連情報 <http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/index.htm>

## 行楽 日記

### 菜の花ガーデン

文責：南

渥美半島で開催されている『菜の花まつり』で綺麗な菜の花を見てきました。

メイン会場となる「伊良湖菜の花ガーデン」までの道沿いには、ところどころ綺麗な菜の花畑や色とりどりの花壇が幾つもありました。渥美半島はキャベツの生産量ランキングが全国 1 位ということもあり、キャベツ畑も沢山ありました。



菜の花ガーデンはまさに菜の花のじゅうたん！

訪れた日は快晴ではなかったのですが、曇り空の下でもとても鮮やかに咲いていました。

菜の花ガーデンの数カ所に『幸せの黄色いポスト』が設置しており、幸せが届きますように。と撫でてきました。

毎年 1 月から 3 月にかけて開催されているようなので、渥美半島の名産物を食べに行きがてら立ち寄ってみてはいかがでしょうか。

## 4 月の税務

- ・前年分所得税の確定申告、個人事業者の前年分の消費税・地方消費税の確定申告 **申告期限…4月 16 日(木)**
  - ・令和元年分所得税の振替納付 **納付期限…5月 15 日(金)**
  - ・令和元年分消費税の振替納付 **納付期限…5月 19 日(火)**
- ※新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申告期限・納付期限が延長されております。(3/13 現在)
- ・2 月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉、  
8 月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)  
**申告期限…4月 30 日(木)**
  - ・固定資産税(都市計画税)の第 1 期分 **納付期限…4 月中において各自治体の条例で定める日**
- ※上記は 3/13 現在の情報です。今後、変更の可能性がありますことをご了承ください。**

## 無料経営相談実施中！！！！

代表 三上による経営相談をご活用ください！

### 4 月開催スケジュール(要予約)

- 4 月 8 日(水) 午後 1 時より 5 時まで
- 4 月 9 日(木) 午前 10 時より 12 時まで
- 4 月 13 日(月) 午後 6 時より 8 時まで

ご予約電話番号 **0120-974-830**

### 三上税理士法人

#### ■本店

〒486-0914 愛知県春日井市若草通 4-92  
TEL:0568-44-2022 / FAX:0568-44-2039

#### ■春日井インター店

〒486-0812 愛知県春日井市大泉寺町 108 番地 9  
TEL:0568-82-7770 / FAX:0568-82-7771

◆共通メールアドレス [mikami@taxer.info](mailto:mikami@taxer.info)